

「廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染症対策について」

埼玉県から国に要望

埼玉県では令和2年4月30日付けの当協会からの要望を受け、廃棄物処理法に係る許可期限、報告期限の延長等について要望を取りまとめ、令和2年5月11日付けで環境省環境再生・資源循環局長宛に要望書を提出しました。

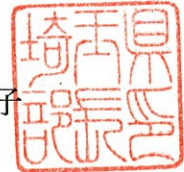
要望内容は以下の3点です。

- 1 産業廃棄物処理業許可の有効期間及び変更の届出期限の延長
- 2 産業廃棄物処理に係る報告書等の提出期限の延長
- 3 感染防止対策補助制度の創設など

産 廃 第 180 号
令和 2 年 5 月 11 日

環境省環境再生・資源循環局長 山本昌宏 様

埼玉県環境部長 小池要子



廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染症対策について

本県の環境行政の推進につきまして日頃、ご指導いただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策において、廃棄物処理業界は国民生活を維持するために不可欠なサービスとして新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的な処理の継続を求められております。

しかしながら中小企業の多い業界であり、事務処理を担当する職員が少ないことから、営業活動や事務処理の停滞等に深刻な影響が生じている状況にあります。

貴省におかれましては廃棄物処理業者の現況に鑑み、下記について適切かつ迅速な対応を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 廃棄物処理法（以下、「法」という。）に基づく産業廃棄物処理業許可の有効期間及び変更の届出期限の延長

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請のために必要な手続きが取れない場合を考慮し、処理業許可の有効期間の延長に関し、特別措置を講じること。

あわせて変更後 30 日（登記事項証明を要しない変更については 10 日）とされている変更の届出についても、提出期限の延長など所要の特別措置を講じること。

2 産業廃棄物処理に係る報告書等の提出期限の延長

法に基づいて期限が定められている以下の事項について、提出等の期限の

延長など所要の特別措置を講ずること。

- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書
- ・多量排出事業者の処理計画及び実施状況報告書
- ・帳簿への記載
- ・産業廃棄物の処理終了後の産業廃棄物管理票の送付・回付及び電子マニフェストの登録

3 感染防止対策補助制度の創設など

産業廃棄物処理業を継続するにあたり必要となる防護服確保や設備改修等の新型コロナウイルス感染防止対策について、実態に即した具体的できめ細かな対策マニュアルの策定等、所要の措置を講ずること。

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

TEL:048-830-3120

Email:a3120@pref.saitama.lg.jp